

羽 島 市

子ども・子育て支援事業計画

概 要 版

子どもたちが 輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち
はしま



平成27年3月

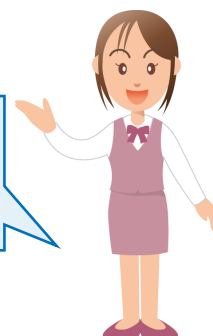
羽 島 市

子ども・子育て支援事業計画って何だろう？



「子ども・子育て支援事業計画」って何だろう？どんなことを目的につくった計画なの？

羽島市の子育て支援環境をより充実させるため、市が取り組むべき子育て支援策を定めた計画です。



◆計画の趣旨◆

子どもの数が減少する中、共働き世帯の増加等により保育等の子育て支援に対するニーズが拡大・多様化しています。このような状況に対応するため、国は平成24年8月に成立させた「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年度から同法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を施行することになりました。



本計画は、同法・制度に基づき、地方自治体が地域の子育て支援の拡充に向けて、今後5年間で取り組むべき内容を定めた事業計画です。

◆計画の位置づけ◆

この計画は、子ども・子育て支援法に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。平成17年度から推進してきた「羽島市次世代育成支援行動計画」で定めた母子保健や子育て支援施策とも一貫性を保つため、次世代育成支援法に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。



◆計画期間◆

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
羽島市次世代育成支援行動計画（後期）									
					羽島市子ども・子育て支援事業計画				
					計画内容の見直し				

どんな将来像を描いているの？

計画が目指している羽島市の将来像ってどんな姿何だろう？何か目標を決めているの？



市内すべての子どもたちと子育て家庭が、「輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち」となることが目標です。

◆計画の基本理念◆

**子どもたちが 輝く笑顔でいきいきと暮らせるまち
はしま**

◆計画の基本目標◆

基 本理念を実現するために必要となる主要な視点を以下のとおり「基本目標」として定めています。この3本の「基本目標」を柱として多様な子育て支援施策を実施していきます。



基本目標①

■ 共に学びあい、育ちあうまちづくり

基本目標②

■ 心豊かで健やかに成長するまちづくり

基本目標③

■ 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり

計画に掲げた子育て支援施策はどんな内容？



これから、どのような子育て支援の取組みを進めるの？

基本目標①

■ 共に学びあい、育ちあうまちづくり

子育ての不安や負担を保護者が乗り越え、子育てに喜びを感じることができるよう、多様な保育サービスや情報提供・相談等の支援などにより子育て家庭をサポートしつつ、保護者としての責任を全うできるよう、“親育ち”の視点で子どもと親がともに成長できる環境を整備します。



【施策の柱1】 全ての子育て家庭への支援

- (1) 子育て家庭に対する経済的支援
- (2) ひとり親家庭の自立支援
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 児童虐待防止対策の充実

【施策の柱2】 子育てと仕事の両立支援

- (1) 児童の健全育成
- (2) 仕事と家庭の両立支援
- (3) 幼児期の教育・保育、地域子育て支援事業の充実

「基本理念」を実現するため、3つの基本目標に基づき以下のような内容の子育て支援施策を実施していきます。



基本目標②

■ 心豊かで健やかに成長するまちづくり

子どもたちの成長について、保護者や行政だけでなく、学校、地域、そして市民一人ひとりが関心をもち、相互に連携をすることで社会全体で育む環境づくりを推進します。



【施策の柱3】 母子の健やかな成長支援

- (1) 母子の健康づくりの推進
- (2) 小児医療体制の充実
- (3) 思春期の健康づくり
- (4) 食育の推進
- (5) 次代の親の育成
- (6) 心豊かな人間性を育む教育の推進

基本目標③

■ 安全・安心でいきいきと暮らせるまちづくり

子育て家庭に配慮した防犯や交通対策、ユニバーサルデザインを取り入れた施設の推進等を図り、安全・安心な環境整備を図ります。また、子育て家庭の孤立防止のため、各種交流事業、仲間づくり、親子の交流機会の充実を図ります。



【施策の柱4】 地域で支える子育ての推進

- (1) 地域の子育て支援体制の整備
- (2) 困難を抱える子ども・若者への相談・支援体制の充実

【施策の柱5】 子どもにやさしい安全・安心なまちづくりの推進

- (1) 交通安全・防犯対策の充実
- (2) 安全・安心なまちづくり

子育て支援事業を利用できる体制は整っているの？



保育園や幼稚園、放課後児童クラブなど、利用したい子育て支援事業はたくさんあるけど、利用しやすい環境は整っているの？

保育園や幼稚園、放課後児童クラブなどの今後の利用量の見込みを踏まえ、それを充足できる環境を整備していきます。



◆事業ごとの提供区域◆

計画では、保育園や幼稚園などの「教育・保育事業」と、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点などの「地域子ども・子育て支援事業」を、どのような区域を単位として提供体制を整備するかを示した「教育・保育提供区域」を定めています。



本市では、事業の利用状況や資源の状況を踏まえ、以下のように区域を事業ごとに定めています。

事業等名		区 域
教育・保育事業〈認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業等〉		市全域
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業（延長保育事業）	市全域
	放課後児童健全育成事業（放課後児童対策事業）	市全域
	子育て短期支援事業	市全域
	地域子育て支援拠点事業	市全域
	一時預かり事業	市全域
	病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査）	市全域
	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	市全域
	利用者支援事業	市全域
	養育支援訪問事業	市全域

◆数値目標◆

計画に位置づけた「教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」については、平成31年までの提供体制を数値目標として定めています。数値目標の達成による量的な充実を前提としつつ、質的な充実も含めた子育て支援施策の総合的な拡充に向けて推進していきます。



■ 教育・保育事業の数値目標

◆平成31年度の目標値◆

(単位：人／日)	1号認定	2号認定	3号認定	
	3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳
	教育ニーズ	保育ニーズ	保育ニーズ	保育ニーズ
認定こども園・幼稚園・保育所	115	1,265	130	430
確認を受けない幼稚園	630	-	-	-
地域型保育事業	-	-	5	10
認可外保育施設	-	-	0	0
提供体制計	745	1,265	135	440

【保育の必要性の認定】

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。

1号認定 満3歳以上で保育の必要性がない子ども

2号認定 満3歳以上で保育の必要性がある子ども

3号認定 満3歳未満で保育の必要性がある子ども

◆平成31年度の目標値◆

		単位	目標値
時間外保育事業		人／年	318
放課後児童健全育成事業	(低学年)	人／日	539
	(高学年)	人／日	220
子育て短期支援事業		人／年	30
地域子育て支援拠点事業		人／年	40,000
一時預かり事業	(幼稚園在園児対象の預かり保育)	人／年	13,760
	(上記以外の一時預かり事業)	人／年	6,412
病児・病後児保育事業		人／年	510
子育て援助活動支援事業(就学児)		人／年	160
利用者支援事業		箇所	2
妊婦に対する健康診査		回／年	8,120
乳児家庭全戸訪問事業		人／年	580
養育支援訪問事業		人	5

計画の推進にあたっては、市の取組みだけでなく、保育園・幼稚園・学校などの関係機関や民間の事業所、地域住民の方々など、地域のすべての方が協力していくことが必要不可欠です。

子どもたちの将来のため、子育て支援を皆さん一人ひとりの問題として認識し、自分たちで取り組めることを実践していきましょう！

羽島市も全力で子育て支援の充実に向けて取り組んでいきます！



【本計画に関するお問い合わせ先】

羽島市役所 福祉部 福祉課
岐阜県羽島市竹鼻町55番地
TEL：058-392-1111（代）
FAX：058-394-0025